

1 食品リサイクルの概要

(1) 食品リサイクルとは

食品の製造、流通、消費の各段階で生じる動植物性残さ・売れ残り等の食品廃棄物等を再生利用して、堆肥等の肥料や家畜の飼料等に活用することをいいます。

日本は、カロリーベースの食料自給率が39%（平成27年度）と低い一方で、食品廃棄物等は年間約1,953万トン（平成26年度推計）も排出されています。

こうした食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物そのものの削減を目的として「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」が制定されました。（平成13年5月1日施行）

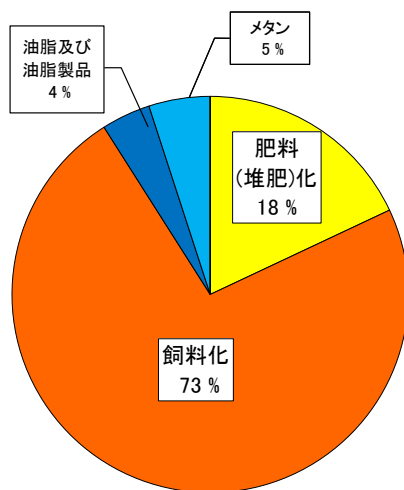
平成19年度には法改正が行われ、取組の一層の促進を図るため、食品関連事業者に対する指導監督の強化（国の定期報告義務の創設等）と再生利用等の取組の円滑化措置が講じられました。また、平成27年度には新たな基本方針が策定され、再生利用等の基本的方向や、再生利用等実施率の目標、食品ロスの削減等再生利用等の促進のための措置に関する事項が定められました。

(2) 食品リサイクルの現状について

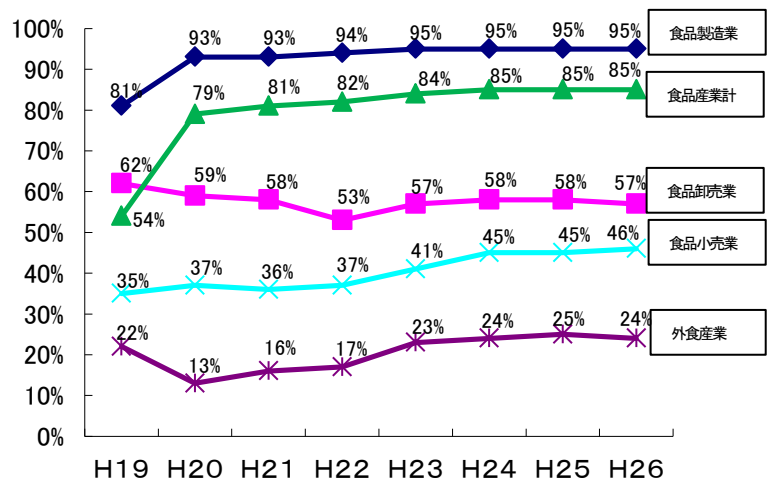
全国の食品関連産業における食品廃棄物の発生量は、年間約1,953万トン（平成26年度）となっています。このうち再生利用量は約1,350万トンで、主に肥料（堆肥）や飼料として利用されています。（図1）

業種別の再生利用率は、食品の製造、卸、小売り、外食と流通の川下に至るほど低下しています。これは廃棄物の形態が少量・分散化され分別が難しくなるためと推察されます。

（図2）



【図1 再生利用の内訳 (平成26年度)】



【図2 業種別の再生利用等実施率】

(3) 県内の状況について

埼玉県内の食品廃棄物は、平成27年度に39万5千トンとなっており、そのうち再生利用量は27万3千トン（利活用率69%）となっています。

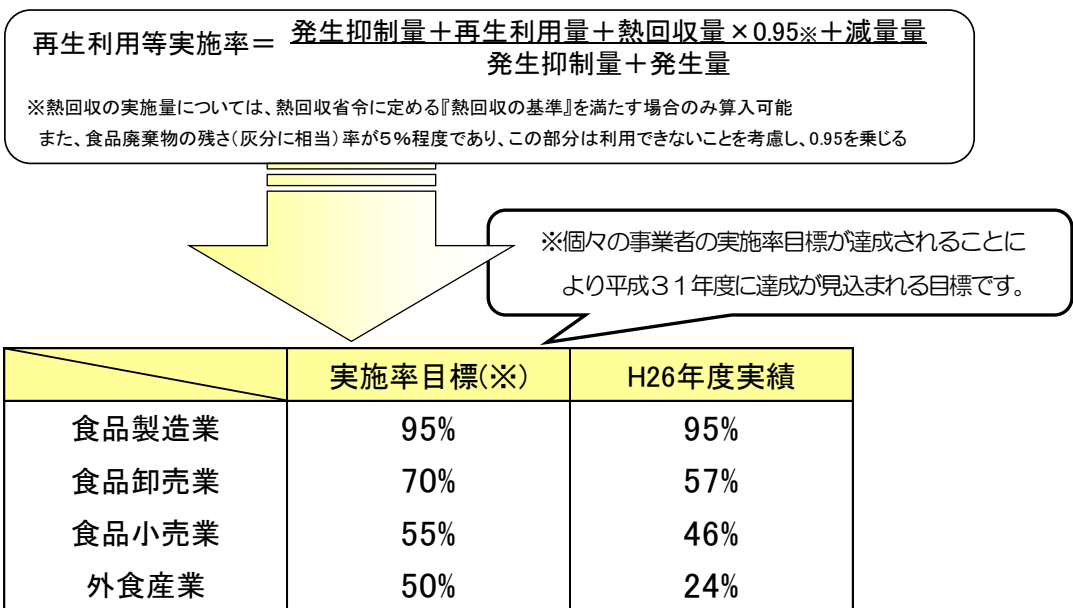
(4) 食品リサイクル法における基本的方向

食品廃棄物の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用等を実施（優先順位：①発生抑制、②再生利用、③熱回収、④減量）。さらに、新たな基本方針では再生利用手法の優先順位として、飼料化、肥料化、その他の順とすることを明確化しました。

(5) 食品リサイクル法における再生利用目標について

食品関連事業者の業態別に再生利用等への取組に差が生じていることから、個々の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標が設定されています。

個々の事業者ごとに前年度の実施率が20%以上50%未満の場合は前年度比2%増、50%以上80%未満の場合は1%増、80%以上の場合は維持向上を求められます。（20%未満は20%として計算）



(6) 再生利用等を促進するための措置

(ア) 発生抑制

- 国は、食品ロスの発生をより実態に即して把握し、食品ロスの削減にかかる取組を数値化すること等により国民に対して実施を働きかけています。
- フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

(イ) 再生利用等

- 食品廃棄物等多量排出事業者は国に再生利用等の実施状況を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理・公表。
- 地域における再生利用事業者の把握及び育成並びに地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を促進。
- 関係者のマッチングの強化によるリサイクルループの形成を促進。

※関連制度：

再生利用事業計画認定制度（法第19条）

食品関連事業者・リサイクル事業者・農林漁業者等が共同して作成したリサイクル計画を認定する制度。

- ・ 廃棄物処理法における一般廃棄物の収集運搬許可の特例などが受けられます。

- 登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準を追加するとともに、登録再生利用事業者への指導・監督を強化。

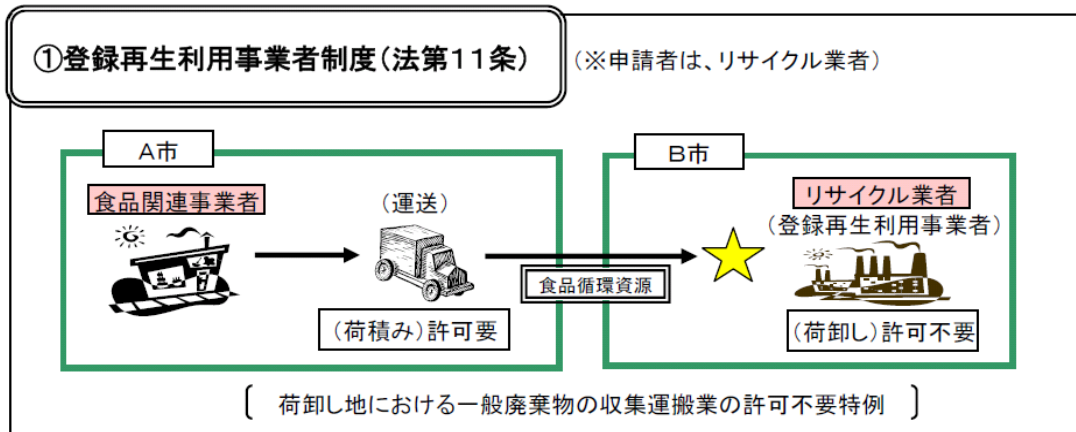
※関連制度

登録再生利用事業者制度（法第11条）

優良な再生利用事業者の申請に基づき、主務大臣が登録し公表する制度。

- ・これにより食品関連事業者は、優良なリサイクル業者の選択が容易となります。
- ・農林水産省HPで随時更新されています。

一般廃棄物収集運搬業の許可の特例の内容 [★ = 業許可が不要となるポイント]



埼玉県内登録再生利用事業者一覧（平成28年12月現在）

	事業者名	登録年月日	登録の有効期限	再生利用事業の内容	再生利用事業を行う事業場の名称	再生利用事業を行う事業場の所在地
1	株式会社 ジェイ・アール・エス	H28. 8. 25	H32. 11. 27	肥料化事業 飼料化事業	株式会社ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場	所沢市林一丁目299番8
2	太誠産業株式会社	H28. 7. 27	H33. 2. 5	肥料化事業	太誠産業株式会社狭山工場	狭山市柏原字笹久保403番地1、403番地5
3	株式会社 アイル・クリーンテック	H28. 9. 28	H33. 2. 19	肥料化事業	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場	大里郡寄居町大字三ヶ山字黒岩313番地5、字上田250番地3、字西高山328番地1
4	太田油脂産業株式会社	H25. 8. 18	H30. 8. 17	油脂化事業	太田油脂産業株式会社 本社工場	八潮市大字坂541番地10
5	株式会社 サニタリーセンター	H25. 10. 20	H30. 10. 19	肥料化事業	株式会社サニタリーセンター 新井工場	本庄市新井字川原788番地、791番地、792番地、800番地